

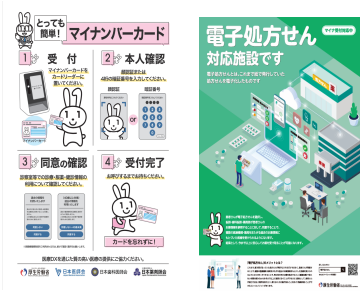
●保険医療機関における書面掲示

- ・当院は保険医療機関です。
- ・個人情報保護法を順守しています。
- ・問診票、診療録、検査記録、処方せん等の『個人情報』は利用目的以外には使用しません。

●電子的診療情報連携体制設備加算について

当院では以下の取り組みを行っております。

- ◆医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ◆マイナ保険証の利用促進を行う等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ◆当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。



リフィル処方について

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- i. 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に給付期間を判断します。（最大3回まで）
- ii. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- iii. 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- iv. 薬剤師から、次回調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況ととも必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- v. 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期限内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供することがあります。

当院では患者さんの状態に応じ、**28日以上長期の処方を行うこと・リフィル処方せんを発行すること**のいずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは症状に応じて医師が判断致しますので、すべての患者様に対応可能ではありません。

院内掲示

夜間・早朝等加算について

夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合は
診療時間内であっても、また予約診療であっても

夜間・早朝等加算 50点

の取り扱いとなりますのでご了承ください。

※平日 午後6時以降

※土曜日 正午以降

一般名処方について

一般名処方について

当院では、後発品のある医薬品について
特定の医薬品名を指定するのではなく

薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の提供が不足した場合であっても
患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いたします。

※一般名処方とは？

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

選定医療費について

ご案内

当院では、ステロイド外用剤・抗ウイルス剤の内服
抗真菌剤の内服などは、後発品は先発医薬品と同等の効果があるとは
考えられないため医療上、先発医薬品の使用が必要と考えております。
よって、医療上必要と考えた先発医薬品には選定医療費はかかりません。

しかし、医療上必要と考えていないが、患者様の希望で先発医薬品を
希望される場合には（ヘルドイドローションなど）選定医療費が
かかりますので、ご理解ください。

ベースアップ評価料について

令和8年3月より【ベースアップ評価料】を算定を開始する運びとなりました。

【ベースアップ評価料】とは、医療スタッフの待遇改善を通じて、より質の高い医療

サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整える目的としております。